

2017（平成 29）年度 自己点検・評価報告書

2018（平成 30）年 3 月 31 日

学校法人先端教育機構

事業構想大学院大学

目 次

序章

第1章 理念・目的

第2章 教育研究組織

第3章 教員・教員組織

第4章 教育内容・方法・成果

第5章 学生の受け入れ

第6章 学生支援

第7章 教育研究環境

第8章 社会連携・社会貢献

第9章 管理運営・財務

第10章 内部質保証

終章

注記

- (1) 学生数に関する数値は2017(平成29)年5月1日を基準としている。
- (2) 上記以外の数値等は2018(平成30)年3月31日を基準としている。
- (3) 根拠資料は割愛した。

本自己点検・評価報告書は、「自己点検・評価委員会規程（規程第3-23号）」に基づき設置された「自己点検・評価委員会」が中心となり、自己点検・評価を行った結果をとりまとめたものである。報告書の作成にあたっては、大学基準協会の機関別大学認証評価における「点検・評価報告書」のフォーマットを活用した。

序章

(1) 事業構想大学院事業構想研究科事業構想専攻の設置の経緯及び目的、特色について

事業構想大学院大学は2012(平成24)年4月、東京、南青山に開学した。設立時の状況について、設置趣旨書には「21世紀を迎え世界は大きな転換期に至り、環境問題、民族紛争などの課題、さらにリーマンショックに象徴される世界経済の停滞などに直面している。国内においては、行財政改革が叫ばれ、少子高齢化が進行する中、新たな産業の創出が期待され、新たな産業分野をリードする人材育成の必要性が求められている」と記している。

こうした状況下において本学は「卓越した発想及びその発想を実現する構想力を持ち、かつ事業を継続的に進化させ日本社会の一翼を担う志を持ち実行できる人材の育成」を固有の目的として設立された専門職大学院である。

わが国における経営系大学院の大半はいわゆるMBA(経営管理修士)コースで、企業の管理職や経営者をめざす人々の育成である。産業構造の大半を占める中小企業の活性化や先端産業分野を担いベンチャービジネスの旗手をめざす人々を受け入れる役割を果たす専門職大学院は多くない。ゼロからの起業をめざすアントレプレナーの育成や、産業や企業の革新者(イノベーター)をめざす教育よりも、組織の上級管理者や経営者になるための専門教育が重視されてきた。これに対して本学は、「時代の停滞を打破し、日本経済を現場から再生させるリーダーとして活躍する人材」を育てることをめざして、「専門特化、地域特化、職業人特化の3つの特色をもつ本格的な高度専門職業人を育成する」ことを「設置の趣旨」に掲げた。

この趣旨に基づいて本学は発足し、満6年を経過した。この間、毎年多数の受験生から優れた社会人を選抜し、すでに5回の修了生を送り出し、152名に学位を授与した。

修了生の中からはすでに起業した者、事業承継した者、新事業で分社化し経営者になった者など多彩な人材を輩出した。2017(平成29)年7月に修了生を対象に行った初めてのアンケート調査では回答者の半数が、終了後「新事業のテーマを実現している」か「実現しつつある」と回答しており、当初の目的に沿った教育成果を挙げている。また、教育内容においては、アカデミズム出身の教員と実務家あるいはみなし専任の教員がほぼ半々という構成で、さらに客員教員やゲスト講師などには産業界の最先端を担う専門家を招くなどバランスがとれた講義内容を提供しており「理論と実務の懸け橋になる」という専門職大学院が果たすべき教育を体現してきた。

こうした中、本学はこれまで培ってきた教育実践の成果を全国へ広げるため、2018年4月大阪と福岡にも大学院を開校する運びとなった。事業構想は「社会を変える知のインフラ」であり、それに取り組む人材を全国で生み出し各地の活性化をはかっていくことが日

本の真の成長にもつながる。7年目を迎えた事業構想大学院大学は、その理念の実現へ向けて新たな成長への一步を踏み出す。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

本学では開学した2012(平成24)年に、教授会メンバー4名を「自己点検・FD担当」に指名、様々な意見交換をおこない、その議論をふまえて点検改善活動を行ってきた。講義科目(演習科目以外)についての「授業評価アンケート」は開学後毎年実施しており、その結果は教員にフィードバックされ、教授内容の改善に役立ててきた。また大学院での履修や演習への参加なども日常的に把握しており、すべての学生から修学状況や勉学上の悩み、大学への要望などについて聞き取り調査を実施している。このような取組に加えて、2014(平成26)年度からは組織的なFD活動を実施しており、教員自身による教育、研究の課題解決や高度化を図ってきた。また、2016(平成28)年度からは「FD実施委員会」を設置し、教授会の専任教員に加え、兼任教員も含めた全教員を対象とした「FD研修会」を今年度は5回開催するなど、精力的にFD活動を進めてきた。

自己点検・評価については、開学5年目を迎えた2016(平成28)年に大学基準協会による経営系専門職大学院の認証評価を初めて受審することになったのを契機に、その前年から開始したものである。認証評価を「義務的なもの」と捉えるのではなく、第三者の視点から本学の取組を客観的に評価いただき、改革、改善へとつなげる機会と受け止め積極的に課題の洗い出しに取り組んだ。初年度は、学長の元に設置された総務委員会が実施主体となったが翌年には自己点検・評価委員会規定を制定し、総務担当の副学長を委員長とする自己点検・評価委員を発足させ、以後継続的に実施している。点検・評価の結果は毎年、報告書にまとめ、運営委員会、教授会に加えて、理事会、評議員会でも課題を共有し、速やかな改善策の策定と実行に結びつけている。

(3) 認証評価を踏まえての取組み

本学は2016(平成28)年度の経営系専門職大学院認証評価に続いて、2017年(平成29)年度には機関別の認証評価を受審した。2年連続の対応となり事務的な負担は大きかったが、いずれも「適合評価」をいただくことができた。また2017年(平成29)年度の認証評価では、前年の指摘事項とこれを受けてまとめた本学の改善策を踏まえ、さらに突っ込んだ指摘をいただくことができ、抜本的な改善策のとりまとめに向けて大変参考になった。今回の認証評価を受けての対応には順次着しているが、長期にわたって取り組まなければならない課題も多々あり、今後も継続的な点検・評価活動を通じて大学運営の充実、教育の質の向上をはかっていく所存である。

2018(平成30)年3月
事業構想大学院大学

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

本学は、設置認可時に「固有の目的」を掲げ、これを大学および研究科の理念としている。この理念に沿って、学則第1条において、本学の「目的」が規定されている。

「事業構想大学院大学の理念（固有の目的）」

事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざすものである。

低迷する社会に新たな活路をひらき、未来を拓こうとする逞しい意思、豊かな知性、卓越した指導力を具備した未来を担う人材育成を求める声は高い。このような社会状況に鑑みて企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうのが本大学院大学設置の目的である。

「事業構想大学院大学の目的」

広い視野に立って精深な学識を授け、事業構想の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成を目的とする。

本学における理念・目的は、上掲の設置目的に集約されている。つまり教育目的は「社会に資する新たな事業を構想し、計画し、実践できる人材の育成」であり、そのためには研究活動としては目標とする人材の育成に必要な教材の生産と教育手法の開発が必要である。それは事業の構想、計画、実践という創造的プロセスの具体例の分析と具体例に通底する方法論の組織化・理論化・体系化という新たな学術・教育分野を切り拓くための困難を極める作業を要請する。この「事業構想」という高い目標を掲げた挑戦的分野は、ここに定義した教育及び研究の二つの不可分で相補的な活動を通して段階的に学術としての骨格が形成されるべきものであり、創設後7年間の試行錯誤を経て漸く学術分野の設計に必要な素材が準備できた段階である。

本専門職学位課程の教育方針については開学の準備段階の時から以上に概括した自己点検を踏まえて議論を継続してきた。現時点では、これまでの自己点検を踏まえた今後の教育方針を下記のように総括している。

- ① 実用的重要性にもかかわらず、学問的究明の困難さの故にこれまでほとんど関心を払われることの無かった“構想”が創出されるプロセスに焦点を定め、これを研究ならびに教育の対象とする。即ちあらゆる事業をアイデアの創出→展開→現実的構築（上の全ての知的・情的努力＝構想計画）→基本計画→実施計画→実践→評価→そして新たなアイデアの創出というダイナミックな螺旋状の事業進化プロセスとして近似的に理解し、そうした理解を通して個人あるいは組織という事業主体がそれぞれの独自の事業を構想することに挑戦する。
- ② いつの時代においても時代の停滞を打破することの必要性が叫ばれてきたが、今まで以上に深刻に社会全体がその必要性を繰り返すようになってから久しい。そうした閉塞感からの脱却が必要である。新しい夢のある変化は現場から発生する。生産、流通、サービスの最前線にいる、中堅・中小企業の経営者、幹部社員などの現場の人材が、現場の課題の分析に基づく新たな発想、仲間を増やすコミュニケーション能力、さまざまな障害を乗り越える実行力を具備したリーダーとして活躍する人材として成長することが大切である。そうした人的資源の層を厚くするための多面的な教育を実施し、院生と教員とが一丸となった実践力、突破力の強化を図る。
- ③ 自由な発想を涵養するための場を設定することが大切である。それぞれの理念や経営方針に準拠せざるをえない伝統的な社内教育では教育内容として組み込むことが必ずしも容易でない講義や演習を準備する。社内における新規事業の提案や新たな構想に基づく起業を成功させる次世代のリーダーには、旧弊を打破し、時代を先取りし、新たな時代を創出するための総合的な知力、創造力、胆力と実践力が必要である。本研究科ではそうした社会的責務を十分に全うするため、幅広い視野と高い見識を備えた高度専門職業人の育成を行なう。

このようなことから専門職大学院設置基準第二条第一項「専門職大学院課程は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」に合致するものである。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

教職員、学生などの学内構成員に対する理念・目的の周知については、以下のように実践されている。

教員に対しては、採用面接時において本学の理念や前述の固有の目的について詳しく説明している。また教授会や、FDを通じて浸透を図っている。また、小規模校であるため、

理事長、学長と各教員の距離も近く、理事長が学校法人設置の想いを直接教員に語る機会もある。また、学長が事業構想について教員に直接話をする機会も多い。

職員に対しても採用面接時や入職時に理事長や担当理事から本学の理念や前述の固有の目的について詳しく説明している。また職員が参加する会議等においても理念の共有を図っている。

学生に対しては、本学への入学希望者に対して実施している入学説明会において、固有の目的について時間をかけて説明をおこなっている。入学説明会は本学への出願者のほとんどが参加している行事である。説明会で本学の理念や固有の目的について丁寧に説明することで、入学後の失望を防止することにもつながっている。

また、入学者に対しては、入学式において理事長や学長からあらためて固有の目的について話していることに加え、入学後のオリエンテーションにおいても研究科長から説明を行っている。さらに、2015（平成 27）年度までは、主に 1 年次生が必修としている科目「事業構想研究」において、固有の目的の浸透をはかっている。また、2016（平成 28）年度では、初年時導入科目である導入集中授業「事業構想の基本」において、固有の目的の浸透をはかってきた。2018 年においては、以上の教育活動の総括として「事業構想原論」を講ずる予定である。

本学における理念・目的はホームページや大学案内を通じて、志願者はもとより社会に向けて明らかにしている。大学院ホームページでは、「建学の精神」や「学長メッセージ」として掲載している。大学院案内でも理事長、学長メッセージを通じて周知している。

とくに特筆すべきは、大学に出版部を設け、事業構想大学院大学の設立目的と社会における事業構想の必要性や実態を広く周知するために、「月刊事業構想」を刊行していることである。この月刊誌は、別添のごとく、主たる内容は国内外の経済界や経営の第一線で活躍する経営者、ならびに経営論、価値論、技術論などの研究者、有識者の寄稿や対談で構成されている。その多くはいずれも事業経営や市場、社会の潮流の先端で活躍する人々であり、その分析や提言は大学の設置目的と価値観を一にするものであり、これらの専門家からも本学への期待の声が数多く寄せられている。発行部数は各号 50,000 部である。

「月刊事業構想」とは別に、大学独自の広報誌『事業構想大学院大学—MPD』を発行している。これはタブロイド版 8 ページで 2017（平成 29）年新春号まで通巻 11 号を刊行している。主たる内容は、理事長、学長からのメッセージ、在学生、修了生の動向やイベント報告、ゲスト講師によるスピーチ紹介、教員によるカリキュラム説明などで構成されている。毎号、25,000 部が配布されており、この広報誌を読んで受験した社会人も少なくない。この広報誌は大学の院生、修了生、関係者のみならず、これまで本学主催の催事参加者や、事業構想研究所（別項目にて詳述）のプロジェクト研究員などにも広く読まれており、本学の目的の周知に大きな貢献を果たしている。

また、事業構想大学院及び事業構想研究所の研究内容の公開のために紀要の発刊を 2018 年から開始するための準備を進めている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

大学の理念・目的については、開学後6年ということもあり、その一部は上述したが、2020（平成32）年度を目処にカリキュラム改革と同期しての見直しを開始している。本学の研究領域である事業構想については、学問的にも発展途上であり、学問的な深化および教育方法については常に議論しており、その際には、大学の理念・目的に立ち返っている。FD研修会においても事業構想についてはテーマとして取り上げているほか、法人部門と教学部門の連絡調整会議である運営委員会（理事長、学長、副学長、研究科長、教務担当理事、事務局長で構成）においても日常的に議論をおこなっている。また、理事会、評議員会においても特に有識者の理事、評議員には、高所大所から意見を伺っている。以上の取り組みの中で、不断の検証は行われているといえる。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

- (1) 大学・研究科の理念・目的は、適切に設定されている。
- (2) 大学・研究科の理念・目的は、大学構成員に周知され、社会に公表されている。
- (3) 大学・研究科の理念・目的は、定期的に検証を行っている。

①効果が上がっている事項

本学の理念・目的は、広く社会に受け入れられており、現代社会のニーズに適合した適切な目的であったと評価している。開学以降、毎年、着実に出願者があり、定員割れは一度もなく順調に推移している。専門職大学院としての教育、研究活動については、まだまだ工夫の余地はあるものの、大学としての社会性、社会的ニーズへの対応は当初の目的に合致しているものと考えている。

また、目的の周知は、ホームページ、広報誌、定期発行物「月刊事業構想」を通じて浸透がはかられている。とくに受験生における本学に対する認知の状況を見ると、ホームページを契機にしている例が多く、大学の教育、研究、諸活動の内容については「月刊事業構想」が情報提供に効果があることが判明している。

②改善すべき事項

新しい領域なので不断の改善が使命である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

固有の目的実現に向けて、専門職大学院としての教育、研究活動を工夫していくため、カリキュラムの編成及びそのフィードバックとしての授業評価アンケートを十分に活用していく。

目的の周知に向けて、ホームページ、広報誌、定期刊行物「月刊事業構想」のさらなる充実のため、とくに個別のメディアによる情報の充実とともに、メディアの連携やステークホルダーとの連携など多角的な展開もおこなってゆく。

②改善すべき事項

新しい領域なので不断の改善が使命である。

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、学部の設置がない独立大学院であり、事業構想研究科事業構想専攻（1 研究科、1 専攻）のみの編成である。専任教員 15 名によって組織され、修業年限 2 年の専門職学位課程を設置している。その運営に関する事項及びその他必要な事項については、事項の内容に応じて、学長が教授会に諮問している。教授会は研究科長が議長となり毎月 1 回開催され、専任教員が参加している。日常的な教務および総務関連の事項については、学長の元に、教育・研究委員会（教務全般、研究推進、学生生活、図書室、入試、FD 等）、総務委員会（制度や規程の整備、産学連携、自己点検・評価、学生相談等）を設置し、専任教員が分担してこれにあたっている。

また、本学の附置研究所として、事業構想研究所を置き、受託研究の推進、産学官連携事業等に積極的に取り組んでいる。さらに、事業構想大学院大学出版部では、月刊事業構想の編集、発刊、事業構想に関する書籍の刊行等の出版事業を行っている。

本研究科の学位名称は、学則に定めた「広い視野に立って清深な学識を授け、事業構想学の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成」を行うという、教育理念・目的を踏まえて「事業構想修士（専門職）」としている。学位の認定については、教育水準の維持のため、教育課程編成への配慮をおこない、学位授与のベースとなる成績評価の基準と方法を明確にし、教員による共有と学生への告知をした上で厳正に行っている。

教育課程の編成・実施方針は、専門職大学院としての使命を全うするために、事業構想における「高度専門職業人」を育成する教育課程となっている。まず研究科長を長とする「教育・研究委員会」における十分な議論をふまえ、以下の教育目標を掲げ、さらに研究科教授会で議論を経て、この目標に沿って科目群の配置を行っている。

【教育目標】

事業構想研究科は、事業開発や経営管理の分野でリーダーシップを発揮し、将来の経営者、起業家として活躍する優れた高度専門職業人を養成することを教育目的とする。この目的を達成するため、ならびに専門性に対する社会的養成に応えるために特色ある分野を設定している。具体的には「起業」や「事業の再構築」をめざす事業構想の分野、中堅・中小企業の次世代のリーダーの経営の能力を高める事業承継の分野、さらに、独自の構想力や創造力を磨いて事業や地域の活性化を担う「マーケティング戦略」「コミュニケーション戦略」「地域活性化」のリーダー育成などであり、どれも、実務の専門知識と理論の応用展開能力

の修得・錬磨が容易にできるよう教授会、教育・研究委員会で不断の検討を行っている。

【教育目標に沿った科目設定】

前述の教育目標を達成するため、「基礎科目」群を設け、開学時以降、「事業構想総論」（野田一夫担当）「事業構想特講」（清成忠男担当）を必修科目とし、事業構想のための中核能力を養成する授業を行なってきた。これは本学独自の科目群であり、内容レベルとともにわが国では、比肩するものなき授業を実施してきた。

2015（平成 27）年度からは、「事業構想研究」（清成忠男担当）、「事業構想の基本」（東英弥等が担当）を配当し基礎科目の充実を図っている。2016（平成 28）年度からは導入集中の位置づけで「事業構想概論」（東英弥・小塩篤史が担当）を設置し、事業構想の基本的な考え方やビジネスモデルの基礎理解を中心とした内容を深め基礎理論の教育研究の充実をも図っている。

また、事業構想を修得するため、そして人材養成の基盤になる科目、周辺知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目として 2014（平成 26）年度より選択科目の 4 科目を配置している。この 4 科目とは「社会動向と事業構想」（川山竜二・上野征洋担当）、「技術動向と事業構想」（岩田修一担当）、「経済動向と事業構想」（高田伸朗担当）、「事業環境と事業構想」（岸波宗洋担当）である。

2016（平成 28）年度からは、1 年次後期に「テーマ演習Ⅰ × デジタル」（岩田修一、渡邊信彦担当）、「テーマ演習Ⅱ × サービス」（竹安聡、岸波宗洋担当）、「テーマ演習Ⅲ × 健康長寿」（根来秀行、谷野豊、二之宮義泰担当）、「テーマ演習Ⅳ × 地域活性」（小塩篤史、見山謙一郎、村山貞幸担当）、「テーマ演習Ⅴ × マーケティング市場創造」（野口恭平、江端浩人担当）を新たに配置し、1 年次後期から事業構想の考え方を学ぶ機会の充実を図っている。その流れを活かし、2 年次の前期は、「事業構想演習Ⅰ × デジタル」（岩田修一、渡邊信彦担当）、「事業構想演習Ⅱ × サービス」（竹安聡、岸波宗洋担当）、「事業構想演習Ⅲ × 健康長寿」（根来秀行、谷野豊担当）、「事業構想演習Ⅳ × 地域活性」（小塩篤史、見山謙一郎、村山貞幸担当）、「事業構想演習Ⅴ × マーケティング市場創造」（野口恭平、江端浩人担当）とし、構想計画を仕上げる為にテーマ毎の演習を配置した。

これらの科目は、将来、経営者としてあるいは事業者として社会の第一線で活躍するための素養と見識を身につける必須の知識であり、また社会分析や先見性の力を培うためのものであり、履修した学生からは、いずれも大きな満足感を得てカリキュラムの改善効果が上がっている。

次に学内組織として「事業構想研究所」がある。それは事業構想研究科における教育・研究活動を外側から連携・サポートする組織として開学時に設置されたものである。

主要な業務としては、外部機関（企業、行政、非営利団体など）より要請のあった研究プロジェクトや教育研究活動に応える諸活動であり、具体的には、長野県飯田市からの「新大学院大学設置に関する調査研究」とそれに伴う地域リーダーの育成事業などがある。

その他、企業・団体からの要請ならびに自主研究プロジェクトについては、「ガス・電力小売・地域エネルギー事業構想」「観光・まちづくり日本版 DMO 事業構想」「ヘルスケアビジネス・プロジェクト研究」「エコミュージアムを活用した事業構想」「ふるさと納税研究会」などの研究プロジェクトを実施している。

いずれも、事業構想研究科の教育・研究活動に好ましい影響を与えると同時に、新設大学院である本学の社会的役割や社会貢献に注目を集めるなど波及効果は大きい。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織のあり方については、毎年見直しを行っているが、開学以来、大きく変更したのは、2015（平成 27）年 4 月 1 日に改正・施行された学校教育法第 92 条、93 条に対応した組織変更である。同日付で学則を下記の通り変更している。

【学則改正内容】

- ①副学長の役割を明文化する（従来は規程なし）。
- ②「研究科委員会」を学校教育法に規定されている「教授会」に名称変更する。
- ③教授会の役割を学校教育法に従い、「学長の諮問機関」とする。

同時に 2015（平成 27）年 4 月から、学長のもとに教育研究委員会と総務委員会を設置し、担当副学長 2 名が総括する体制とした。2014（平成 26）年度までは、教務委員会、学生委員会、入試委員会が別々に設置されていたが、小規模校のため構成メンバーが重複することも多く、効率的で機動的な組織運営のために、教育研究委員会に集約した。

2. 点検・評価

- (1) 研究科、附置研究所等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものである。
- (2) 研究科、附置研究所等の教育研究組織は、定期的に検証を行っている。

①効果が上がっている事項

本研究科の学位名称は「事業構想修士（専門職）」であり、本学の教育理念・目的である「広い視野に立って清深な学識を授け、事業構想学の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成」に合致した適切なものである。また、教育課程においても、創造と変革を担う人材に必要な知識と技法を組み合わせ、科目群を体系立てて編成するとともにより広域、かつ多様な働く社会人の学習ニーズに応える形で教育を実施している。これらのカリキュラム編成は本学の理念・目的を実現するためにふさわしいものであると考えている。

演習（ゼミ）については 2016（平成 28）年度より 1 年次後期から複数の教員の指導による「テーマ演習」を開始したため、事業構想の考え方を早くから実践出来るようになった。

2 年次のゼミはテーマ演習から引き続き、「事業構想計画演習」も各テーマに沿った複数

の教員の指導となった為、インプットされる情報の充実が図れた。現在、さらなるカリキュラムの充実に向けて研究・検証活動に取り組み、関連する教員との意見交換を実施した上で、2018（平成 30）年度のカリキュラム改編に取り組んでいる。

②改善すべき事項

カリキュラムの全面的な見直し、改革を推進している。すでに課題の洗い出しを行っており、改善したうえ 2018（平成 30）年度のカリキュラムを編成している。現時点では新たに「改善すべき事項」は特になし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も、理念・目的に照らして適切な教育研究組織をめざして、毎年見直しを図りたい。

②改善すべき事項

特になし。

第3章 教育・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

教員編成方針は、「設置の趣旨等を記載した書類」において、「教員組織の編成の考え方及び特色」として申請している。

【教員組織の編成の考え方及び特色】

事業構想研究科の領域において、専門的な分野において積極的に指導し、企画・推進することができる高度専門職業人の養成のためには、事業開発、事業戦略、経営管理、マーケティング及び関連する多様な分野の教員をバランスよく配置する必要がある。本研究科では、学術的にも、かつ実践的にも高い業績と経験を有する専任教員を配置する。これにより大学院として修士（専門職）の学位を授与するにふさわしい内容・水準を確保する。

「設置の趣旨等を記載した書類」より

設置認可申請において申請・認可された教員もこの方針に従って編制されており、さらに完成年度後の2014（平成26）年度に採用された専任教員および兼任教員もこの方針に沿って選考、採用されている。

なお、本学の教員の任用方針及び基準の策定は、理事長の諮問に基づき、人事委員会において審議し、理事長に答申を行うこととなっている（人事委員会規程第2条1項）。

2017（平成29）年度以降の教員編成方針は、理事長の答申により人事委員会で審議・答申され、2016（平成28）年9月20日開催の理事会において、「理事会方針」として決定している。

教員編成方針について

2016. 9. 20

学校法人日本教育研究団
理事会

2017年度以降の事業構想大学院大学の教員編成にあたっては、下記の基本方針とし、理事長はこの方針のもと、人事委員会に諮問を行うものとする。

記

1. 研究者、実務家のバランスのとれた教員編成を行う。
2. 若手教員、女性教員の積極的登用を行い、バランスのとれた教員編成を目指す。
3. グローバル化に対応できる能力をもつ教員を積極的に登用する。

以上

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

【専任教員】

専任教員は15名で、その構成は、研究者教員8名、実務家教員7名（うち、専任教員5名、みなし専任教員2名）である。専任教員数に関して、法令上の基準である11名以上を遵守している。

本学は、事業構想研究科事業構想専攻の1専攻のみの大学院であるため、「専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているに限り専任教員として取り扱われている」の規程に準拠している。

専任教員の内訳は、教授11名、准教授2名、特任教授2名で、専任教員の半数以上は、教授で構成されている。

専任教員は、いずれも専門職大学院設置基準第5条に定める「1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」のいずれかに該当しているか複数に該当しており、また、担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること（「告示第53号」第2条第1項、第2項）の基準にも適合している。

【教員組織の編制での特色】

教員組織の編制での特色は、前述の通り、経営分野だけにとどまらない、多様な専門分野の専任教員が揃っていることにある。また各分野の第一線で活躍する兼任教員がいる。

演習（ゼミ）は、学生は原研究者教員と実務家教員の両方のゼミに所属する場合が多く、多角的な指導をうけることができている。

さらには、毎年 150 名以上のゲスト講師を授業等で招聘しており、学内教員でカバーしきれない分野を網羅するとともに、第一線で活躍する専門家から最新の情報をヒアリングすることができる。教員によっては、院生が構想している分野にあわせて、ゲスト講師を招聘している。なお、ゲスト講師は、年齢、性別、国籍も多様で、専任教員、兼任教員とあわせて、非常に多様な構成となっている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

【教員募集・任免・昇任についての規程】

教員募集・任免・昇任についての規程は、「教員任免規程」（2012（平成 24）年 4 月 1 日施行）によって規定されており、適切に運用されている。

2016（平成 28）年 3 月に「人事委員会規程」が施行されている。「人事委員会」は、理事長からの諮問に基づき、学長を委員長とし、副学長、研究科長、教務担当理事等を委員とし、専門的な見地から候補者の研究上と教育上の両面にわたる審査を行い、理事長に答申することとしている。昇任についても同様である。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

組織的な F D 活動については開学 3 年目となる 2014 年度から開始し、専任教員を対象に F D 研究会を実施している。

2017（平成 29）年度においては、4 回の下記の F D 研究会を実施した。これには、専任教員のみならず、特任教授、客員教授の大多数が参加し、積極的な意見交換が行われた。

学生による授業評価の実施

本学では、開学以来、すべての講義科目（演習科目以外）についての学生による「授業評価アンケート」を実施している。その結果は教員にフィードバックされ、教授内容の改善に役立てている。

「授業評価アンケート」は、原則、各科目の最終回の授業で実施している。なお、レポートに対して教員からフィードバック・コメントを付して学生に返却している科目については、フィードバックを受領してからアンケートに回答するよう学生に周知している。アンケート項目については、経年変化を把握するために、開学以来同じ質問項目で統一しているが、

質問票の配布・回収方法については学生の意見も取り入れながら変更している。開学当初は、アンケート用紙を事務局で配布し、後日事務局へ提出する方法をとっていた。その後、エクセルのフォームを配布する方法や、マークシート用紙を配布して授業時間の最後に記入してもらう方法などを施行したが、2015（平成 27）年度からは、オンライン上で回答できるシステムを構築し、提出してもらっている。

なお、未回答者への事務局からの督促のために、アンケート自体は記名制をとっているが、教員には回答した学生が特定できない状態でデータを渡している。また、アンケート実施に際しては、学生には、①回答内容は成績には一切関係がないこと、②回答した個人が教員に特定されることはない、ということを知したうえで実施している。回収結果については事務局で厳重に管理し、担当教員には集計した数値データおよび、筆跡が特定できないようデータ化された自由記述欄の情報を提供している。

アンケート内容は、1. 自身の学習態度について、2. 授業・教員の評価について、3. 授業に対する総合評価、4. 授業の感想、要望等（自由記述）の4項目からなっており、11問の設定から構成されている。評価は、1（あてはまらない、非常に良くない）～5（あてはまる、非常に良い）の5段階評価となっている。

各科目の総合評価の平均値は、2017（平成 29）年度前期は、5段階評価で「4.2」であった。後期については「4.5」であった。

教員へのフィードバックについては、担当している科目についてのみフィードバックしている。全科目の平均値については、教員のみならず、学生にも公表し、ホームページでも公開している。また、特に自由記述欄については、各科目で共通してあげられていた内容については、教授会で報告して共有している。

これまでも、①ちがう授業間で、同じ分析手法や、同じ企業のケースを取り上げて授業を行うことがあるので、教員間で授業内容を調整してほしい、②ゲスト講師を招聘する時に、担当教員がゲスト講師を招聘した背景や意図について事前により詳しく説明してほしい、また事後の教員からのコメントや解説をもっと充実させてほしい、③「事業構想事例研究（事業構想スピーチ）」（学外のゲスト講師を招聘して年間40回開講している授業科目）と履修している授業が重なってしまうことが多くあるので、時間割編成を改善してほしい、等の意見が寄せられていた。

このような特定の科目だけでなく共通した要望事項については教授会やFD研修会で共有して、改善が進んでいる。たとえば①については、比較的近い分野の科目においては、教員間で情報交換をして重複を避けるか、もしくはカリキュラム上、あえて重複してでも取り上げる必要があるものについては、その意図を学生に説明するように心がけることとしている。②については、教員によっては学生が指摘したとおり不十分なケースもあったので、教授会等を通じて改善することを呼びかけて改善がはかられている。本件はFDの課題でもあり、ピアレビュー等も含めて継続的に取り組んでいきたい。③については、一部を除いて水曜日以外に開講し、水曜日に事業構想事例研究を開講することで、解消している。

全科目の評価については、学長、副学長、研究科長、事務局長が目を通して、全学的な改善課題の把握と、個別教員に対する指導および次年度のカリキュラム編成、兼任教員の継続の判断材料としている。

以上の通り、学生からの授業評価については真摯に受け止めて、教育の質の向上に役立っている。

2. 点検・評価

- (1) 教員編成方針を明確に定めている。
- (2) 教育課程にふさわしい教員組織を整備している。
- (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われている。
- (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じている。

①効果が上がっている事項

開学当初は規程の未整備があったものの、実態としては基準に準じて行われており、規程整備後は、規程通りに運用されている。

②改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も規程に沿って運用していきたい。

②改善すべき事項

特になし。

第4章 教育の内容・方法・成果

本章の詳細については、「院生便覧、履修要項、シラバス 2017」および、昨年度の自己点検・評価報告書に記載のとおりで詳細は割愛する。

なお、本年度において、運営委員会、教授会、教育研究委員会等で議論している内容で特筆すべき点を以下のとおりである。

2018（平成 30）年度から数年かけて段階的に教育内容、方法を改善するための検討作業を開始した。2018（平成 30）～2020（平成 32）年度カリキュラム検討の概要を以下に示す。

（1） 院生からの期待、あるいは院生への期待を基に、全カリキュラムの見直しを年次進行で実施する。

（2） 「事業構想」についての概要の説明ではなく、「事業構想」の本質を講ずるため講義名を事業構想概論から事業構想原論と変更する。

（3） 分野、業種、世代、地域等々の“カベ”を超えて新たな発想で自由に事業を構想するための演習を事業構想基礎演習（各教員）とし1年次後期に実施する。東京校、大阪校、福岡校それぞれで、教員、院生を3、2、2グループに分け、教員は集団指導体制で対応し、院生はグループによる共同作業を通して新たな事業を構想するための方法論を習得する。

（4） 院生それぞれの事業構想の内容を充実させるため、2年次の演習は専任教員1人につき院生4人± α 人の指導を担当することとし、業構想計画演習（各教員）前期、後期として実施する。院生の希望への個別対応は従来の主ゼミ、副ゼミ、聴講方式を活用する。

（5） カリキュラム改定の過程で割愛する講義については、院生の要望に従って夏季集中、春季集中、あるいは特別講義として適宜準備する。

（6） 先鋭化し、専門分化が加速する学術分野の成果と社会のなかで時代の要請を受けてダイナミックに展開する事業とのかかわりについて考えて見るための導入講義を、前期3週間、後期2週間実施する。前期の第1週は、事業構想原論＋事業構想特論として実施する。前期第2週、第3週、後期第1週、第2週は、それぞれの学期における講義担当者による原論、特論の内容を受けての当該分野への導入講義とする。

（7） 事業構想特論の内容については、事業構想大学院大学での教育内容の俯瞰と事業構想原論と基礎科目、専門科目、展開科目、演習とのかかわりについて以下の視点での検討を開始する。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学では、求める人材像を明示したアドミッション・ポリシーを2016（平成28）年に制定して公表している。

アドミッション・ポリシー

1. 求める人材像

事業構想大学院大学は、卓越した発想及びその発想を実現する構想力を持ち、かつ事業を継続的に進化させ日本社会の一翼を担う志を持ち実行できる人材の育成を目的としています。そのため、講義を通じて知識を得るのみでなく、柔軟な発想のもと、その知識を応用し異なる立場での意見をもつ教授陣、学友との論理的で建設的な議論を展開することのできる院生を求めています。

具体的には、下記の人物を対象としています。

- ①新規事業担当者（及び将来携わりたいと希望する者）
- ②事業承継者（及び事業承継予定者）
- ③地域活性化を志す者
- ④ベンチャーを興したいと考える者

2. 入学試験の基本方針

そのため事業構想大学院大学の入学試験は、下記の基本方針のもと実施されます。

- 1. 卓越した発想に基づく一方で、実現可能性に支えられた説得性のある事業を立案する能力を習得できる素養を要求します。
- 2. 社会課題を読み解き、その課題を解決する事業の構想を論理整合的に論述できる思考能力を要求します。
- 3. 論理的かつ建設的な議論を展開し、共感を得ることのできるコミュニケーション能力を要求します。

アドミッション・ポリシーは院生募集要項やホームページに明記している。また大学院説明会においても院生募集要項に記載し、趣旨を説明を行っている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生募集については、毎年8月頃からホームページに院生募集要項を掲載するとともに、資料請求者には迅速にパンフレット等を送付している。院生募集要項にはアドミッション・ポリシーを明記している（資料5-1）。また、大学院説明会は、2018（平成30）年度入学者対象の説明会は、3キャンパスにおいて計87回開催し、450名の参加があった。出願者の大多数が参加している。

入学希望者に対して1回2時間程度かけて、教職員から説明を行っている。開催日時も平日の夜間や土曜日の昼間など、授業を開講している時間帯に設定し、参加しやすいように配慮している。大学院説明会においては、入学後のミスマッチを防ぐために、本学の教育理念や事業構想の社会的意義、概念について詳細に説明している。また、時間の都合等で説明会に参加できない方や、大学院説明会に参加した上で更に相談や質問がある場合は、随時個別相談を受け付けている。

出願希望者からの電話やメールでの問い合わせに対しては事務局にマニュアルを用意し、公平かつ正確に対応するようにしている。

入学者選抜方法の適切性については、アドミッション・ポリシーに掲げた入学試験の基本方針に従い、出願者を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施している。入学者選抜は、1次選考と2次選考の2段階からなっている。

1次選考は、書類審査である。書類審査は、提出された①入学願書、②研究企画書（志望書）、③推薦書（企業・団体等推薦を希望する場合のみ）を教育研究委員会（入試委員会の役割を担当している）が判定している。1次選考では研究企画書（志望書）を重視しているが、その内容は下記のとおりである。

研究企画書（志望書）

本学で特に構想構築したい分野について、下記の点を考慮し、A4サイズ2～3枚程度で簡潔にまとめてください。

- ・取り組みたい分野
- ・自身のこれまでのキャリアと今後のキャリアプラン
- ・取り巻く環境（企業または団体、業界、社会環境など）

指定フォームはありませんので、Word、PowerPoint等で自由に作成してください。図表等を添付していただいても結構です。提出いただいた研究企画書をもとに面接いたします。

出願者に対しては、研究企画書（志望書）の見本を作成の参考資料として提供している。これは、従来、各内容について質問が多かったため、大学院説明会で配布する

とともにホームページでも公開している。

2次選考は、筆記試験と面接試験である。筆記試験は、出願者の基本的な発想力、思考力、コミュニケーション力を確認することを目的として実施している。

面接試験は、3人の面接委員が行う。面接委員は専任教員からなる。面接委員は、出願者に対して、出願者から提出された書類にもとづき、志望動機、本学での研究計画、修学に際しての熱意等について質問している。

2次選考の判定は、3人の面接委員がそれぞれ「合格」、「不合格」、「保留」を判定する。面接委員同士で意見が分かれた場合は、判定会議において更に審査をしている。最終的には、判定会議で可否を決定し、教授会に諮問の上、学長が決裁している。

なお、4年制大学卒業者以外の出願者を対象に、出願資格認定審査を事前に行っている。出願要件は、「ビジネス経験 3 年以上を有するなど、本大学院で学ぶ上で適切な学力と経験を有すると認められた方」である。出願資格認定審査は、教育研究委員会が出願書類の審査を行い、大学卒業程度と認められるかどうかを審査している。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性について、開学以来の募集定員（30 名、2018 年度より 70 名）に対する入学者数比率は以下のとおりである。

| | |
|---------|--------------------------------|
| 2012 年度 | 志願者 68 名、入学者 36 名、入学者数比率、1.20 |
| 2013 年度 | 志願者 52 名、入学者 36 名、入学者数比率、1.20 |
| 2014 年度 | 志願者 50 名、入学者 37 名、入学者数比率、1.23 |
| 2015 年度 | 志願者 41 名、入学者 33 名、入学者数比率、1.10 |
| 2016 年度 | 志願者 52 名、入学者 35 名、入学者数比率、1.16 |
| 2017 年度 | 志願者 49 名、入学者 39 名、入学者数比率、1.30 |
| 2018 年度 | 志願者 133 名、入学者 89 名、入学者数比率、1.27 |

志願者は開学以来、定員を上回る人数を確保している。2017（平成 29）年度においては、入学者が 1.30 倍となり、私学助成の上限超過となったため、2018（平成 30）年度入試においては、定員管理を厳格に行い、1.30 倍未満になるようにした。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学は、学生の受け入れ方針に基づいた学生募集および入学者選抜を実施するため、教育研究委員会において、対象及び選抜基準・方法等、学生の受け入れのあり方、学生の受け

入れ方針の検証を定期的に行っている。また入試終了後、教育研究委員会において選抜の公平性、公正性、適切性等に関する反省会を実施するとともに、教授会においても意見を聴取している。さらに、企業派遣の派遣元責任者と定期的に意見交換を行い、情報交換を行うことで、学生募集および入学者選抜の公平性、公正性、適切性等の検証を行っている。

2. 点検・評価

学生の受け入れ方針を明示している。学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切な学生募集や透明性を確保した入学者選抜を実施している。また開学以来、収容定員に対する在籍学生数比率を適切に管理している。生募集や入学者選抜の公正かつ適切な実施について定期的に検証する仕組みを構築している。

①効果が上がっている事項

学生の受け入れについて、アドミッション・ポリシーを明示することで、本学が求める人材像に示した学生をバランスよく確保することができている。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

定期的にアドミッション・ポリシーを検証することを通じて、本学の求める人材像に示した学生をバランスよく確保するとともに、より意欲のある学生を選抜していく。

②改善すべき事項

特になし

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学の学生は、全員が社会人で、仕事を続けながら修学している。そのため、学生支援は、「仕事と両立して修学できる」環境を整えることが最も重要な事項であると考えている。

社会人が学びやすい環境としては、①平日夜間と土曜日の開講、②欠席時のストリーミングによる授業動画によるフォロー、③教員とのメール等での相談、個別面談の実施などがあげられる。

これらの方針は、パンフレットにも明記しており、その具体的内容については、院生便覧にもその内容が明記されている。また大学院説明会や入学時ガイダンスでもその方針を説明している。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

本学は少人数のため、教員や事務局職員は、学生の名前やバックグラウンドを把握しており、教員と学生とは非常に近い距離でコミュニケーションをとることができている。教員も授業だけでなく、いつでもメールでアポイントを取って面談や相談をすることができる。また教員室もオープンにされており、在室時には気軽に会うことができる。事務局も校舎開館時間中は職員が常駐しており、気軽に相談等できる環境を整えている。

校舎の開館時間は、授業実施期間は平日 10:00～22:00、土曜 10:00～19:00 である。授業実施期間外は、平日 10:00～20:00、土曜 10:00～19:00 としている。学生は、開館時間中であれば、図書室やサロン自習室を自由に利用できる。また、正規の授業時間以外にも学生がグループワークの打合せや自主勉強会などで校舎を利用することがある場合、時間外であっても可能な限り柔軟に対応するようにしている。

大学からのお知らせについては、学生全員に付与している電子メールあてに送信している。また、学生から教員や事務局に連絡したい場合にも、メールで直接連絡ができるようにしており、活発に活用されている。授業科目別にもメーリングリストおよびグーグルドライブの領域を設定しており、受講者間で情報共有ができる。また、教員も配布資料をドライブ上で学生と共有することができる。課題の提出も原則としてメールでの添付ファイルで事務局または教員に直接提出する方法をとっており、課題提出のために大学に出向く必要がないようにしている。

授業スケジュールについては、グーグルカレンダーに年間の授業予定を入れており、学

生個人のスケジュール管理が行いやすいようにしている。

補習・補充教育に関する支援体制については、欠席フォローと、経営学未修者向けの両面で支援している。学生が仕事の都合等で授業に出席できない場合、オンライン上で、授業の動画をストリーミングで視聴することができる。教室に設置している自動収録装置により、教室のカメラ映像と投影資料を収録し、グーグルドライブに翌日までにアップしている。学生は翌日から次の授業（原則として隔週開講のため2週間後）までにストリーミング視聴することができる。配布資料も前述の授業科目別に設定されたグーグルドライブ上で共有されている。授業の動画は、履修期間中いつでも視聴可能であり、復習等にも活用されている。

経営学未修者については、2016（平成28）年度より「事業経営の基礎知識」（前期科目）を開講し、経営学の基礎的内容について講義している。本科目は、クリエイター、公務員、医師など、多様なバックグラウンドをもつ社会人院生にとって有用なものとなっており、授業内で示された参考図書などにより、自習するなどしてキャッチアップしている。

障がいのある学生による出願の希望に対しては、事前に相談に応じ、大学として可能な限りの体制をとって支援している。なお、ゲスト講師には障がい者の方も招聘している。留學生についてはこれまで出願した実績はない。

奨学金等の経済的支援措置の適切性について、本学の在學生は、自ら学費を支弁するか、所属する企業に負担してもらおう形で学費を支弁している。現状は約9割の學生が自費で、1割が会社負担となっている。

學生に対しては、日本學生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンの利用を案内している。案内は、院生募集要項やホームページに記載している（資料6-1）。開学以来これまでの利用実績は3名である。利用が少ない原因は、世帯収入の上限等があり、本学の學生にとっては利用し難い制度であるからと思われる。

本学では、独自に2社の金融機関と提携して優遇金利で利用できる学費ローンを紹介している。毎年10名程度の學生がこの学費ローンを利用している。本ローンは、Webのみで手続きが完了する。また、返済期間を最大10年まで自由に設定できる。さらに、コールセンターへ電話で問い合わせが気軽にできる。以上のことから、學生が利用しやすい学費ローンであるといえる。金利についても金融機関と交渉し、2017（平成29）年度より利下げとなっている。

本学独自の支援制度として、教育ローン利用者全員を対象に、在学期間中の金利を大学で全額負担する制度がある。学費納付に関して、原則として3月末までに翌年度分を前納することにしている。そのため、賞与等の支給時期に合わせて学費を払いたいという學生は、本制度を有効に活用している。

また、地方自治体の学費支援制度を利用している學生もいる。具体的には、「広島県イノベーション人材等育成事業補助金」を活用し、広島県企業からの国内派遣として、本学に入学している學生もいる。本制度では2年間に最大800万円の補助が広島県から受けられる

ものである。他の県でも同様な制度をもっている自治体があり、出願希望者からの問い合わせがあった際には、自治体への照会を含め、利用にむけた情報提供、アドバイス等を行っている。

教育訓練給付金制度については、2017（平成 29）年 4 月入学者から適用となっており、申請資格のある入学予定者には、申請方法の説明や関係書類の配布などのサポートを行っている。その結果、約半数の入学者が同制度を利用している。

学則上、留年の制度はないが、単位取得状況が順調でない場合には、個別に状況をヒアリングして相談にのっている。2 年次への進級時点で、履修単位数は順調に取得しているものの、科目群別の最低取得単位数が少ない学生には事務局から連絡して注意喚起している。なお、若干名ではあるものの、転勤や家族の介護などで休学を希望する学生もいるが、教員や事務局が面談をして対応している。また休学中も定期的に連絡を取るようになっている。

院生への修学上の個別的な相談については、1 年次については年に 2 度の個別面談を実施し、2 年次についてはゼミ担当教員が応じている。2017（平成 29）年度は 1 年次学年末に、教員による個別面談を実施し、事業構想計画書策定にむけた進路設計を行った。2017（平成 29）年度からは、メンター制度を導入して、より気軽に相談できる体制にしている。

なお、教員に対しては、FD 研修会の機会を利用して、「教員の教育・研究上の留意事項」について専任教員だけでなく、兼任教員も含めて周知徹底している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

本学の学生は全員社会人であり、自立した生活を送っているが、仕事と修学の両立でかなりハードな 2 年間で過ごすことになるため、大学でも出来得る限りの体制とサポートを行っている。

校内には医務室を設けており、簡易ベッド、救急箱等を設置している。医務室で対応できない場合は、近隣の医療機関（日赤医療センター等）に搬送する体制をとっている。また、校内に AED（自動体外式除細動器）を設置している。これまで大きな病気やケガ等が発生した事例はないものの、授業中に体調を崩した学生が一時休憩するために医務室を利用したケースはある。また、出産後の学生が授乳等で利用したケースもある。

ハラスメント防止のための措置については、「ハラスメント防止に関する規程」を設けている。本規程では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメントを定義し、院生、教職員がその被害にあわないよう、また加害者とならないよう、ハラスメントの禁止および啓発を求めている（資料 6-3）。また相談窓口を設けている。院生の相談窓口は、事務局となっている。教職員等の相談窓口は法人本部となっている。相談があった場合は、事案に応じて理事を委員長とする調査委員会を設置し、事実確認及び救済等の必要な措置をとることとなっている。相談窓口の利用方法等に関して、院生に対しては、「院生便覧」に掲載し、入学時のガイダンスにおいて説明することで周知を促している。ま

た教職員に対しては、「リスクマネジメント、コンプライアンス研修」において周知を徹底している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

学生は、全員が社会人であり、入学時点ですでに企業経営者または会社員等である。そのため、進路支援は特段必要ない。そのかわりに、学生の事業構想を後押しできるような人的ネットワークの構築の機会や、修了後も気軽に大学院に来校できるような仕組みを作っている。

そのひとつとして、各方面の第一人者を招聘して年間約 40～50 回開催している「事業構想スピーチ」があげられる。少人数で講師と交流できる機会となっており、修了生も参加している。

また、附属機関の出版部と連携し、在学生や修了生の成果等を「月刊事業構想」で取り上げている。学生が在学中や修了後に実現した事業構想については、記事掲載等で社会に広く発信している。記事掲載によって、学生の事業に対する認知度が高まり、読者からの問合せ等により、学生の事業構想が進展することもある。また、学生が取材に同行することもある。通常では会うことのできない方にも取材を通して面識を得て、人的ネットワークを形成している学生もいる。

2. 点検・評価

本学では、学生支援の方針を明確にしている。また、学生への修学支援、学生の生活支援を適切に実施している。学生への進路支援は、社会人大学院であることから実施していないが、人的ネットワーク形成につながる取り組みを積極的に実施している。

①効果が上がっている事項

施設の利用や事業構想スピーチといったイベントを頻繁に開催することで、在学生や修了生が、頻繁に大学に集まり、活発な交流を行うことができる機会を提供している。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

修了生が修了後も学修を継続できるよう、事業構想研究所での取り組みへの参加などを促進したい。

②改善すべき事項

なし

第7章 教育研究環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関する方針は、学則で定めている。

学則

第42条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室・研究室・演習室等を備えるものとする。

第43条 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他、本大学院の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

(資料 1-3 「学則」)

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

大学院本校舎は、東京のなかでも中心部の一等地で、表参道駅徒歩1分の交通至便な南青山に位置している。青山はファッション産業やクリエイターが集積し、事業のアイデアを創造し、事業構想を行う場所としては最適な立地である。本学では、その南青山に、独立した専用校舎を確保している。青山通りは交通量が激しいものの、青山通りから一本路地に入って30メートルほどの場所にあるため、場所の割には静穏が保たれている。

本校舎は、建築家として世界的に著名な北川原温氏の設計であり、全面ガラス張り3階建てで、校舎にはいると、ゆったりとした中庭が広がっている。校舎入口には大学院のシンボルでもある高さ十数メートルの楠が伸びている。楠から中庭にはウッドデッキでつながっており、ウッドデッキの下は土となっていて、楠木が根をおろし、雨水を吸収できるように配慮されている。

中庭にはテーブルとイスが用意されており、気候の良い季節には、学生同士が自然に集まり談笑したり、ディスカッションする姿がみられる。また屋上も気持ちの良い空間となっており、グループワークや学生の食事にも利用されている。

講義室は、201教室(40名収容)と、203教室(20名収容)の2室ある。教卓も学生用の机、イスもすべて、キャスター付きの可動式で、受講人数や授業のスタイルに合わせて、自由に教室のレイアウトが変更できる。学生用机は個人別になっており、授業時間内のレイアウト変更も容易である。演習室は、202教室(6名収容)と301教室(12名収容)の2教室である。可動型の長机でロの字を基本レイアウトとしている。

また、本校舎に隣接する南青山313ビル(10階建て)の4階1フロアを別館校舎とし

て確保している。別館校舎は、401 教室（70 名）、402 教室（50 名）、403 教室（40 名）となっており、公開シンポジウムの実施や研究所のプログラム等にも広く使われている。また、バリアフリーの仕様となっている。

授業や演習の教室は、学生の収容定員（60 名）、開講授業数から特に支障は生じていない。

2016（平成 28）年 2 月に、私立学校施設整備費補助金で「授業収録および遠隔講義システム整備事業」が採択され、教室の AV 機器を最新のものに更新するとともに、授業の映像、音声をクリアーにかつ簡便に収録、配信できる設備を整備した。また、遠隔講義システムも整備し、連携大学をはじめ、遠隔地を結んでの授業も可能になった。さらに 2016（平成 28）年 12 月には、「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」に採択され、各教室に電子黒板や中継システム等を導入して、授業や演習が円滑に行われる環境が整備された。

学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境については、「MPDサロン」といわれる少人数でのディスカッションにふさわしい空間を用意している。標準レイアウトでの収容人数は 28 名である。院生や修了生は開館時間中、自由に利用できる。飲物のサーバーも用意しており、多くの院生の利用がある。イベント時に飲食をしながらディスカッションや懇談ができるよう、業務用の冷蔵庫も備えている。

図書室には 16 席の自習・閲覧スペースがあり、静かな環境で研究できる。なお、教室や MPD サロン内では食事は禁止しているが、食事用に 202 教室および中庭を利用できるようにしている。平日夜の授業前に軽食をとる学生が利用している。

教員の研究室については、「大部屋方式」をとっている。これは、学外での活動割合が多い教員が大半を占めるため、あえて個室にせずフリーアドレスのブースを設けて、授業準備や執筆、研究等を行っている。学長、副学長、研究科長や比較的学内での研究割合が高い教員には、個室の研究室を確保している（個室研究室は本校舎 3 階に 2 室、別館に 4 室）。大部屋方式については開学前には議論があったものの、教員からは特段不便や研究への支障があるといった意見はない。むしろ、実務家教員が研究者教員にカリキュラムの組み立て方や指導方法についてアドバイスを求めたり、研究者教員が実務家から最新の実務上の状況を聞いたりすることが自然な形で行われて、教員同士の接触・交流機会となっている。

このように交通至便で快適な環境であるため、授業以外でも学生の勉強会、自習、修了生の来訪など、高い頻度で使用されている。事務局では、こうした多くの利用者が快適に立ち寄り、利用できるよう、環境整備や利用サポートの充実に努めている。

本校舎は、耐震基準に適合しており、ガラス張り部分は飛散防止フィルムを施工しており、震災発生時にも懸念はない。また、非常用の水、食料、毛布等も備蓄し、定期的に点検、更新を行っている。

以上のことから、本学は、経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に校地・校舎および施設・設備を整備しているといえる。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学は、図書室に事業構想に関連する分野や、経営学の図書を中心に、関連分野8000冊あまりの蔵書を備えている。また、「日経Value Search」、「政策リサーチ」のデータベースにもアクセスできるようになっている（資料7-3）。特に、「政策リサーチ」は、政府・省庁の政策立案過程の資料や予算・法律策定の検討資料など入手困難な資料を閲覧できる。そのため、学生が新事業構築の際のヒントとして活用している。さらに、図書室にWEBで公開されていない白書や統計類を揃えている。また、2016（平成28）年度には、「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）」に採択され、日経BP未来研究所「未来予測レポート」全巻を取り揃えている。データベースについては、学内だけでなくVPNで学外からのアクセスできる。学内ネットワークを経由して資料のプリントも学生が自由に行える環境を整えている。

図書室は、大学院開館時間中（授業期間中は平日10：00-22：00、土曜10：00-19：00、授業期間外は平日10：00-20：00、土曜10：00-19：00）はいつでも利用できる。

貸し出しは20冊以内、2週間以内で貸し出しを行っている。貸出・返却業務は事務局で対応しており、学生証のバーコード読み取りにより、貸出し、返却の管理を行っている。なお、ほとんどの図書は開架方式で、閉架式は一部のみである。図書室専属の職員は配置しておらず、事務局職員が兼務で寄贈書受入、選書の一部、配架、貸出、返却に対応しているほか、レファレンス業務にも対応している。事務局職員に司書資格取得者はいないものの、書評ページを担当する出版部兼務の職員もおり、院生からの基本的な問い合わせや相談には対応できている。専門的な相談の場合は教員につないで解決している。

また、関係機関や団体からの積極的な寄贈書受入や、経営系の図書だけでなく、哲学、人文系の図書も揃えていることも特徴である。小規模ながら、クリエイティブな発想を涵養するために資する図書を数多く取り揃えている。

なお、2017（平成29）年4月に同一法人で新たに開学した社会情報大学院大学（東京・高田馬場）の蔵書も相互貸し出し（取り寄せ）制度を導入している。また蔵書検索システムは両大学の図書室の蔵書を一括して検索することが可能となっている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

学生用PCを図書室に1台常設している。この学生用PCは、図書室の蔵書検索、データベース利用、プリントアウトなどに活用されている。また、本学は、授業等で使用するための持ち運び用PCを6台準備している。

学内には、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーとして、教職員、院生が自由に利用できる全館無線LANを完備している。また、日経テレコン、政策スコープ等のデータベース検索なども自由に行える環境を整えている。これらは、学内だけでなくVPNで学外からもアクセスできる。本学は、学内ネットワークを経由して資料のプ

プリントも院生が自由に行える環境を整えている。プリントアウトは、IC カード化された院生証によって、1階図書室内の複合機で行える。

学生には、終身のメールアドレスを付与している。このメールアドレスは、修了後も継続して利用できる。また、授業での情報共有のため、科目別のメーリングリストや資料共有用のドライブを整備している。

教員個別研究費として専任教員には30万円、特任教員には20万円の研究費予算を措置している。教員が学外の競争的資金に応募する場合、事務局も申請業務をサポートしており、また採択された場合も、研究以外の雑務をなるべく軽減できるよう事務局でサポートしている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学は、公的研究費の適正な運営および管理のために、「公的研究費規程」を定めている（資料7-4）。また、2016（平成28）年度には「教育・研究倫理規程」を制定している（資料7-5）。これらの規程は教授会や事務局会議等で教職員に周知している。

2. 点検・評価

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にしている。また、十分な校地・校舎および施設・設備を整備している。図書館、学術情報サービスについても十分に機能している。教育研究等を支援する環境や条件が整備されている。研究倫理を遵守するために必要な措置をとっている。

①効果が上がっている事項

- ・交通至便な東京・南青山に立地し、静穏で明るい独立したキャンパスを確保し、クリエイティブに発想し構想する環境として、十分な環境を整えている。教室は授業を実施する上では十分なスペースと数を確保しており、教育研究活動に支障はない。
- ・本校舎は階段のみの構造でエレベータを設置できないため、従来、障がい者の受け入れに制約があったが、別館校舎を整備したことにより、問題は解消された。
- ・本校舎は、2017（平成29）年度に大規模修繕工事を実施した。これは、外壁の塗装、教室のクロス、カーペットの張り替え、屋上およびウッドデッキの張り替え、雨天時用の中庭天幕の張り替え、冬場に湿度を下げずに快適に暖房ができる最新式の暖房設備を導入し、教育研究環境が格段に改善した。

②改善すべき事項

- ・特になし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後は、経年劣化による施設や備品の修繕や入替等を計画的に実施していきたい。

②改善すべき事項

- ・図書室のスペースは物理的に拡張することは困難であるが、電子書籍等、電子出版物のラインナップを充実させていきたい。また、2017（平成 29）年 4 月開学に開学した本法人の新大学である「社会情報大学院大学」（東京・高田馬場）に、一定程度の蔵書に移管し、本学の新規受入用スペースを確保する。両大学院の蔵書については、相互利用制度等の整備等により、利用者の不便、不利益とならないよう留意していきたい。また、2018（平成 30）年 4 月に開校する大阪校、福岡校（別置校舎）の図書整備にあわせ、十分な保管場所を確保する。

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、開学時に、「設置の趣旨等を記載した書類」において、「事業構想研究科設置の目的と育成する人材」として、「市場の自由化、高度情報化など変容著しい現代社会において、社会の諸問題を分析し、社会性の高い企業経営の実現、時代のニーズに応える事業開発や起業などを担う優れた専門知識と高い実務能力に資する教育・研究を行う」と明示している。また、本研究科の使命として、『社会変動や人間行動への深い理解』を身につけ、『経営戦略や事業開発を立案、実行する能力』をもって、「市民社会への貢献、産業や地域の活性化」に結実させる人材を輩出すること」と明示している（「設置の趣旨等を記載した書類」P3）。

専門職大学院に期待される役割として、理論と実務との架橋教育があり、開学時より、本学の使命を果たす上で、産学官連携は必要不可欠なものとして積極的に取り組んできている。

また、2016（平成28）年3月に制定した「事業構想大学院大学中長期計画」においては、1. 教育分野、2. 研究分野、3. 社会的役割の三分野の中長期ビジョンを示しているが、そのなかで、「3. 社会的役割」として、次のように定めている。

2016年3月制定

事業構想大学院大学中長期計画（抜粋）

3. 社会的役割

教育・研究活動を通じて、既存事業の革新、さらには新産業の創出に寄与し、産業社会、地域社会の活性化を通じて、よりよい未来社会の実現に貢献する。具体的には、すでに着手している公開講座、シンポジウムなどの地方展開、他大学・自治体との連携をさらに推進し、本学の社会的使命をより一層、広汎に発揮する。

さらに、2016（平成28）年8月には、理事会において、「産学連携ポリシー」の制定を決定して、法人としても積極的に産学連携を推進することを機関決定した。

この「産学連携ポリシー」制定に基づいて、2016（平成29）年8月に本学の学校法人の設置母体である株式会社宣伝会議をはじめ、ヘルスケア分野においては、株式会社分子生理化学研究所と、また環境・エネルギー分野においては株式会社フジテックスと産学連携協定

を締結している。これらの提携先企業とは、共同研究プロジェクトの実施等を行っている。
なお、提携先企業は順次増やしていく方針である。

産学連携ポリシー

事業構想大学院大学は、学則第1条に「広い視野に立って精深な学識を授け、事業構想学の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成することを目的とする」と定めている。この目的に沿って、教育、研究の付加価値を高め、本学における知の成果を積極的に社会へ発信するため、産学連携ポリシーを定める。

1. 本学は、産業界と連携した研究活動を積極的に推進する。
2. 本学は、教育・研究活動から創出される知見を積極的に社会に還元することにより、社会の発展と産業界の活性化に貢献する。
3. 本学は、地域創成、地域活性化のため、積極的な役割を果たす。

本学は、学長のリーダーシップのもと、事業構想研究科、事業構想研究所、事業構想出版部が有機的に連携して産学連携を推進する。

2016年8月25日

事業構想大学院大学

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を基にした社会に対する活動としては、本学出版部で発行している書籍及び雑誌などの出版活動による情報発信があげられる。これまでに本学で発刊した書籍は以下の通り。

事業構想大学院大学出版部発刊の書籍

<2017年度刊行書籍>

月刊事業構想、事業構想大学院大学出版部発行、日本ビジネス出版発売

環境会議、人間会議、事業構想大学院大学出版部発行、日本ビジネス出版発売

ふるさと納税実務者ガイド、事業構想大学院大学出版部発行、日本ビジネス出版発売

防災ガイド、事業構想大学院大学出版部発行、日本ビジネス出版発売

自治体PRガイド、事業構想大学院大学出版部発行、日本ビジネス出版発売

第三創業の時代—成熟に打ち克つ事業構想力、第三創業の時代 成熟に打ち克つ事業構想力
(事業構想研究シリーズ2)2017/10/12、関山正勝、事業構想大学院大学 出版部発行、宣
伝会議発売

事業の発想力 [実践編]、(事業構想研究シリーズ1) - 2017/7/29、事業構想大学院大学
出版部 (編集)

<その他前年度以前の刊行書籍>

清成忠男『事業構想力の研究』(2013年)

牧野光朗(飯田市長)『円卓の地域主義』(2016年)

高松俊和(さとふる取締役)著、事業構想大学院大学さとふるさと納税研究会編『さと
ふるさと納税

と地域経営 ~制度の現状と地方自治体の活用事例~』(2016年)

保田隆明(神戸大学准教授)、保井俊之(国際協力銀行主任研究員)著、事業構想大
学院大学さとふるさと納税研究会編『さとふるさと納税の理論と実践』(2017年)

これらの書籍は、本学での教育・研究活動や産学官連携の研究会等の成果として、まとめ
られたものである。今後も研究活動の成果を広く社会に発信する書籍をシリーズ化し、継続
的に発刊していきたい。

また、2013(平成25)年9月より発刊している「月刊事業構想」は、全国の書店で発売
する雑誌媒体とインターネットで購読できるオンライン版を発刊しており、一般のビジネ
スパーソンや自治体関係者などにも平易にわかりやすく事業構想に関するトピックスや最
新情報をタイムリーに発信している。「月刊事業構想」の企画や執筆にも本学の教員が多く
携わっており、教育・研究成果を発信する重要なメディアとなっている。

「月刊事業構想」概要

創刊 2012年9月1日

発行 毎月1日発行

判型 A4変型

ページ数 144頁

定価 1,300円(税込)

発行部数 50,000部(毎月)

ウェブ 約70万PV(2015年12月実績)

販売方法 全国書店および定期購読、WEB直販

配 本 全知事、市区町村長（購読率 84% *1）

自治体の特集に関連した部署

毎号 JAL 様、ANA 様のラウンジ

その他 Facebook いいね!数 7.7 万人

*1 調査方法 事業構想大学院大学が 2015 年 5 月～6 月に、全国の知事および市区町村長を対象としたアンケートを書面郵送にて実施し、531 自治体から回答を得た。

また、本学主催の公開シンポジウムは、これまでに相当数開催している。

<2017 年度開催のシンポジウム>

・地方創生・ふるさと納税研究会

ふるさと納税の地域への経済効果の算出・分析および、自治体首長（鳥取県知事、高知県知事、飯田市長）および有識者（財政学者、田中学長、民間企業（さとふる社））の共同研究で、

ふるさと納税のガイドライン案を作成・公表した。総務省自治税務局市町村税課課長（池田様）は、オブザーバー参加。

6 月～11 月 6 回開催 事業構想大学院大学（6/19, 7/11, 8/24, 9/26, 11/2）

・ベストプラクティス研究会

民間企業のノウハウを自治体で実証実験する研究会。ドコモ、花王、JAL、JTB、山下 PMC および豊岡市、田中学長（事業構想大学院大学）が参加。

4 回（3 回は事業構想大学院大学で、1 回は、豊岡市への往訪・市長プレゼンと視察&研修、（10/31, 11/27, 1/22, 2/15-16）

・キャッシュレスイノベーション研究会

キャッシュレスを推進する研究会。札幌市、秩父おもてなし観光公社、VISA ワールドワイドジャパン、および岸波教授（事業構想大学院大学）。

2 回開催 事業構想大学院大学（4/6, /7/5）

・全国シティプロモーションサミット（主催：品川区、企画運営：事業構想大学院大学、宣伝会議、場所：きゅりあん（品川区立総合区民会館）、10/26-27）

・DMO 全国フォーラム（東京・札幌・仙台・大阪・熊本・沖縄にて開催）主催：事業構想大学院大学／DMO 推進機構

大阪：10 月 10 日 大阪大学中之島センター

沖縄：11月6日 沖縄県市町村自治会館
熊本：11月8日 グランメッセ熊本
仙台：11月20日 ハーネル仙台
札幌：11月24日 北海道大学 学術交流会館
東京：1月29日、30日 TEPIA ホール

・ふるさと納税フォーラム（総務省・野田大臣登壇。主催：事業構想大学院大学、場所：ホテルニューオータニ「麗」の間、11/7）

・インバウンド誘客・消費拡大による地方創生フォーラム（主催：事業構想大学院大学、場所：TEPIA ホール（一般財団法人高度社会推進協会）、8/2）

・シンポジウム「イノベーションを生む組織と人材とは」（主催：事業構想大学院大学／大阪イノベーションハブ、場所：大阪イノベーションハブ、12/11）

・シンポジウム「人づくり＝まちづくり ～「出産・子育て支援」に始まる地域再生計画～」
（主催：一般社団法人病院トップマネジメント研究会／共催：事業構想大学院大学、場所：公立岩瀬病院企業団 公立岩瀬病院、8/18）

・シンポジウム『地域経済・自治体生き残り戦略シンポジウム～ 持続可能な地域社会への30年事業プラン構想へ』（主催：環境省第III期環境経済の政策研究助成プロジェクトチーム、後援：学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学、場所：全国町村会館、2/8）

<2016年度までの主な開催シンポジウム>

事業構想シンポジウム（東京）

第1回 2013（平成25）年8月「大学生のための事業構想ワークショップ」

スーパーストックトーキョー（スマイルズ）遠山正道社長ほか登壇

第2回 2016（平成27）年10月「構想が、社会と会社を変える」

ユウグレナ出雲充社長ほか登壇

長野県飯田市との共催シンポジウム（長野県）

第1回 2014（平成26）年12月 「知と産業の集積を地域に」

清成忠男前学長、萩本範文多摩川精機代表取締役副会長、牧野光朗飯田市長ほか壇

第2回 2015（平成27）年3月 「デザインとはなにか、デザインになにができるか」

建築家・東京藝術大学教授 北川原温氏ほか登壇

事業構想特別シンポジウム IN 沖縄（沖縄県）

2015（平成 27）年 10 月「沖縄産業における革新的事業構想」

譜久山當則（沖縄振興開発金融公庫理事長）、東良和（沖縄ツーリスト代表取締役会長）

はじめ、沖縄ソフトウェアセンター、食のかけはしカンパニー、ナノシステムソリューションズ、沖縄県商工労働部から登壇

また、学外組織との連携については、さまざまな大学間連携、産学官連携事業に積極的に取り組んできた。その主な実績は以下の通りである。

①信州大学との大学間連携協定（2014（平成 26）年 7 月締結）

信州大学との大学間連携協定に基づき、2014（平成 26）年度より、信州大学繊維学部リーディング大学院の学生が本学の一部の授業を履修している。また、本学の学生が信州大学繊維学部の授業を履修できる。信州大学は、わが国唯一の繊維学部を持つ大学であり、繊維をはじめファイバー工学などの最先端技術と事業構想とを結びつける上で、双方にとってメリットがあるものとなっている。

また、2016（平成 28）年には、信州大学 産学官・地域総合戦略推進本部とも連携して、地域活性学会研究大会を長野県小布施町で開催した。

②京都府亀岡市との連携事業（2014（平成 26）年度事業）

厚生労働省・攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業に採択され、「参加型マーケティング手法を用いた環境負荷低減型農産物マーケティング研究」を京都府亀岡市と共同して実施した。

③長野県飯田市との連携事業（2014（平成 26）年度～）

長野県飯田市とは継続的に連携事業を実施している。

「事業創生人材育成事業」では、自ら新規事業を生み出すことができる事業構想人材の育成プログラムを飯田市で開講、また魅力ある起業支援組織・支援策を構築するためのコーディネート事業を実施している。また、「飯田市版総合戦略策定支援業務」を受託し、事業構想分野の研究成果や知見も活用している。

④横浜市との連携事業（2014（平成 26）年度）

横浜市の政策立案能力活用プログラム構築検討業務を実施した。これは、ビッグデータを活用した市職員の政策立案能力向上のため仕組みづくりである。

⑤日本デザイン振興会との「地域×デザイン展」の開催（2015（平成 27）年度～）

日本デザイン振興会と共同で、東京ミッドタウンにおいて、2015（平成 27）年度より

「地域×デザイン展」を開催している。これは地域の特色を活かしたプロジェクトを紹介する展示と連日にわたるトークイベントで、おこない、2015（平成 27）年度は、会期 18 日間で約 1 万人の来場者を記録した。本学教員や学生も多数登壇し、また本学出版部が発刊する「月刊事業構想」とも連動して様々なすぐれた事例を広く発信し、注目を集めた。

⑥中小企業庁「ふるさとグローバルプロデューサー育成支援事業」（2016（平成 28）年度～）

地域の産品、サービスを海外展開できるプロデューサー人材の育成を目的として、全国で 160 名の研修を実施した。これは、ジェイアール東日本企画と共同し、事業構想人材を養成する教育プログラムを実施し、海外、国内の企業等での長期にわたる実地研修を行うものである。

⑦文部科学省「グローバルな学び・成長を実現する社会課題解決型宇宙人材育成プログラム」

（2015（平成 27）年度～）

本事業は、GPS をはじめとする宇宙インフラを活用した産業化および社会課題解決を目的とした教育プログラム。東京大学、慶應義塾大学、東京海洋大学、青山学院大学と本学が参加して調査研究および教育プログラムを実施している。

⑧地域活性学会の本部事務局（2014（平成 26）年度～）

地域活性学会は、内閣府が主導した「地域再生システム論」の開講大学を母体に 2008 年に設立された学会で、現在、約 800 名の会員を擁する学会となっている。学会の事務局を 2014（平成 26）年度から本学で本部事務局を担当している。

⑨その他国・自治体との関連事業

- ・全国シティプロモーションサミット（主催：品川区、企画運営：事業構想大学院大学、宣伝会議）
- ・DMO 全国フォーラム（東京・札幌・仙台・大阪・熊本・沖縄にて開催）
- ・ふるさと納税フォーラム（総務省・野田大臣登壇）
- ・キャッシュレスイノベーションフォーラム
- ・内閣府（日本生産性本部経由）地方創生カレッジ事業、全国約 1 万人の地方創生に関心のある方へ配信するための e ラーニングコンテンツの作成。観光地経営の理解と実践（大社先生）と空き資源を活用した地域活性（福留先生）の 2 コンテンツを作成。4 月公開予定。
- ・経済産業省 ふるさとプロデューサー等人材育成支援事業、研修生の審査や事業 PR 等に協力。（JR 東日本企画との協働）

- ・経済産業省資源エネルギー庁エネルギー構造高度化・転換理解促進事業。原発立地地域における再生可能エネルギーの普及促進。(JR 東日本企画との協働事業)
- ・環境省一戦略・効果的プロモーション施策立案のための調査等委託業務。環境省職員 276 名を対象にプロモーションに関するアンケート調査を実施。
- ・環境省(高梁川流域学校)地域循環共生圏構築事業。岡山県にて、自然資源を活用し、地域に根差した事業を構想し実践していく人材を育成するための研修を全 4 回で実施。
- ・横浜市一横浜の水辺を活かした新たな魅力創出事業に関する基本協。2020 年まで連携協定を締結した初年度。地域活性ゼミとも連携し、横浜市を水辺から魅力的にするプランを検討している。
- ・飯田市、ランナーズヴィレッジ構想研究会(農林水産省農山漁村進行交付金農泊推進対策)
- ・三条市、ランナーズヴィレッジ構想研究会(農林水産省農山漁村進行交付金農泊推進対策)
- ・地域×デザイン展 2018(2/23~3/11) 公益財団法人日本デザイン振興会との共同企画運営
- ・日本青年会議所共同調査、事業承継者に対する新規事業開発に関するアンケート(現在調査中)

⑨その他プロジェクト研究の推進

既に事業構想研究所として受け入れたプロジェクト研究員は 300 名を超えており、プロジェクト研究の組成数も 50 を超えている。テーマとしては、地方創生、観光、エネルギー、ヘルスケア、IoT 等多様なイノベーション分野を包含した研究会を開催している。

2. 点検・評価

- (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めている。
- (2) 教育研究の成果を社会に還元している。

(1) 効果が上がっている事項

本学の産学官連携等の取り組みについては、2016(平成 28)年度文部科学省・私立大学改革総合支援事業において、タイプ 3「産業界・他大学との連携」(産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究を支援)に採択されている。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

本学の産学官連携等の取り組みについては、連携先の産学官の各機関より、オリジナリテ

ィのあるものとして一定の評価をいただいている。

(2) 改善すべき事項

本学では主に「事業構想・イノベーション」分野、「地域活性、地方創生」分野、「AI、IoT等先端科学」分野、ヘルスケア等を中心に産学官連携に取り組んできている。今後も本学の特徴、長所である分野を生かしながら更に、発展、質の向上に努めてまいりたい。

第9章 管理運営・財務

9-1 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、今後3～5年間の視野に、2016（平成28）年3月に「事業構想大学院大学中長期計画」を理事会において制定し、大学の理念・目的の実現に向けた指針を示している（資料8-1）。また、中長期計画にもとづき、「事業構想大学院大学中長期計画の実行について」を理事会決定して、学内に具体的な行動指針を明示し、周知している（資料9（1）-5）。

本学における意思決定機関は、学校法人においては理事会、評議員会が設置されている。理事会は、理事長以下9名から構成されており、本学校法人における最終意思決定機関となっている。また評議員会は19名で構成されており、理事会の諮問機関として、予算、決算の諮問等、寄附行為で定められた重要事項についての諮問を行うほか、特に学識経験者や職業的専門性を有する評議員には、幅広い知見に基づいて法人運営全般にわたって意見を徴する機会ともなっている。2017（平成29）年度は、理事会は年間7回、評議員会は4回開催されている。

教学組織については、学長の元に学長を補佐する副学長が置かれ、研究科長が研究科を統括している。学校教育法の改正により教授会が学長の諮問機関と規定されたため、本学においても関係規程を改定し、教授会は学長の諮問機関と位置付けている（資料3-1「教授会規程」第3条）。教授会は月に1回、実務家教員が集まりやすい土曜日に開催され、諮問事項の審議及び教学に関する事項全般について報告し、オープンに議論を行っている。

学長の元に、教育研究委員会と総務委員会が置かれており、教授会執行部としての役割も果たしている。教育研究委員会は、研究科長が委員長を兼務すると定められており（教育研究委員会規程第3条）、専任教員6名（谷野研究科長、岩田教授、竹安教授、岸波教授、小塩教授、鈴木准教授）を委員として構成されている。教育全般、カリキュラム、FDに関する事項について分担している。総務委員会は、学長が指名する者が委員長を務めることとなっており、2017（平成29）年度は、吉國副学長が務めている。他に専任教員5名（谷野教授、野口教授、江端教授、川山准教授、鈴木准教授）、教務担当理事、事務局長の8名で編成されている。総務委員会は、制度や規程の整備、産学連携、自己点検・評価、入試、学生などを分担している。法人部門とも密接に関係する事項が多いため、教学担当理事も委員として加わっている。委員会は原則として月1回、教授会終了後に引き続き開催されている。定例の委員会以外にも、入試やFD、自己点検・評価等の対応のために、臨時に会議を開催することや、メール等で連絡調整を行うこともある。

法人部門と教学部門はそれぞれの役割と責任において独立して運営がなされているが、

小規模校であることもあり、円滑かつ迅速に意思疎通や連絡調整を行うために、法人部門と教学部門の連絡調整機関として、運営委員会を月2回開催している。運営委員会は、法人側から理事長、教務担当理事、教学側からは、学長、副学長(2名)、研究科長がメンバーとなり、事務局長を加えた7名により構成されている。ここでは、法人と教学の両方に関係する事項について情報交換や意見交換が行われており、また、自己点検評価活動の責任を負っている。意思疎通はきわめて良好に行われている。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

規程については、開学時に整備したものをベースに法令の変更等に応じてその都度整備している。2017(平成29)年4月の社会情報大学院大学の開学にあわせて、総点検を行い、法人部門と大学部門の規程を分類し、また規程間の関連についても整理し、あわせて規程番号の付番を行い、規程として運用しやすいように整理を行った。

役職者の権限については、学則第31条において、

- (1) 学長は、大学院の学事を掌り、所属教職員を統括する。
- (2) 副学長は学長を補佐し、大学院に関する事項を掌る。
- (3) 研究科長は学長および副学長を補佐し、大学院に関する事項を掌る。

と定められている。

学長選考に関しては、「学長選出に関する内規」(資料9(1)-3)で規定されている。同内規では、①理事会において学識経験者を含む3名の候補者選考委員を選び、学長候補者の答申を委嘱、②学長選考委員会の答申に基づいて理事会にて審査を行い、学長を決定する、というプロセスが規定されている。なお任期は2年と定められている。

研究科長については「研究科長選考規則」(資料9(1)-5)で規定されている。研究科長は、教授またはその予定者のなかから「推薦その他の方法で選ぶ」(第4条)と規定され、選任については、「理事長が学長に諮問の上、理事会の議を経て理事長が任命する」(第6条)とある。直近の研究科長選任においては、2017(平成29)年11月1日付で、研究科長の交代があったが、適切な手続きを経て選任されている。

事務組織の管理運営に関しては、法人の規程として、下記が整備されている。

事務規程(法人)

- 第2-1号 事務組織規則
- 第2-2号 稟議規則
- 第2-3号 文書取扱規程
- 第2-4号 公印取扱規程
- 第2-5号 個人情報保護に関する規程
- 第2-6号 財務情報公開規程

- 第 2-7 号 公益通報取扱規則
- 第 2-8 号 就業規則
- 第 2-9 号 職員の人事記録任免手続きに関する事務取扱要領
- 第 2-10 号 役員及び評議員報酬等規程
- 第 2-11 号 役員及び評議員旅費規程
- 第 2-12 号 経理規程
- 第 2-13 号 経理規程・付属経理専決事項に関する規程
- 第 2-14 号 固定資産及び物品管理規程
- 第 2-15 号 資産運用に関する規程
- 第 2-16 号 旅費規程
- 第 2-17 号 特定個人情報取扱規程

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務局は、法人本部長 1 名（教務担当常務理事兼務・専任）、事務局長 1 名（専任）、教務担当 1 名（専任）、広報 IT 担当 2 名（専任・研究所兼務）、法人本部業務 2 名（総務・経理業務専任 1 名、派遣 1 名）の計 7 名体制で構成されている。上記以外に研究所担当職員が 10 名（専任）、出版部担当職員が 5 名（専任）となっている。専任職員 21 名、派遣社員 1 名の計 22 名の職員となっている。

本学は、主に夜間・土曜日開講のため、学生対応、授業対応等のため時差出勤や当番制を敷いて、授業運営、学生や教員からの対応に支障がでないようにしている。

また、事務組織と教員とは日常的に緊密な連携がとれている。また本学の特徴でもある出版部や研究所の活動を有機的に推進するため、担当職員とは朝礼や隔週で開催している連絡会議等で情報共有している。

少人数制のため、職員は、学生の状況を把握し、気軽に相談等できる環境づくりを行っている。また大学院事務局では、地域活性学会の事務局も担当し、関連する最新情報の把握や人的ネットワーク等を院生に提供するなどしている。

また、職員は年に 2 回、全体会議(キックオフミーティング)を開催し、理事長も出席して方針や目標の共有、進捗状況の確認を行っている。また、防災訓練の実施、救急救命講習の受講、リスクマネジメント講習会などを定期的実施している。

職員の採用、昇格に関する事項は、「就業規則」(資料 9 (1) -6) に規定されている。限られた人数の事務局職員で円滑に業務を進めるため、主担当業務以外も担当する体制をとり、円滑に業務を遂行している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の目標管理については、前述の通り、年4回全体会議を開催し、事務局職員全員が参加して四半期ごとの目標の設定および目標の到達・進捗状況について発表し、確認を行っている。担当別に比較的短期間（四半期）の目標設定を行うことで、振り返りを行った際に、目標通り進捗していれば達成感を得ることができ、また予定通り進捗できなかった場合でも、比較的早い時点で軌道修正を行うことができ、職員のモチベーション向上につながっている。人事考課については、所属長および担当理事等が定期的に面談を行い、賞与等に反映させる仕組みとなっている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、OJTによる習熟が主である。学外のセミナーやシンポジウム、各種研修等に参加する機会も多くある。また、私立大学職員の自主的な勉強会ネットワークにも参加している職員もいる。

2. 点検・評価

本学では、管理運営方針を明確に定めており、明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。また事務組織も十分に機能しており、事務職員の意欲・資質向上のための方策を講じている。

(1) 効果が上がっている事項

文科省による完成年度後のアフターフォロー、また新大学院（社会情報大学院大学）設置に伴う諸準備、大学基準協会による専門職大学院の認証評価等を通じて、各種管理体制について整備、拡充が行われてきた。また、就業規則等については、理事会で見直しをはかり、法改正等に適切に対応したものに改定を行った。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

新大学院設置に伴い、法人全体として、職員体制も拡充されており、法人全体としてスケールメリットを発揮して、より効率的な運営および管理体制の確立に努めたい。

(2) 改善すべき事項

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、様々な機会は用意されているものの、職員の自主的な意欲、活動に依存している部分が多く、職員間による差がある。職員の自主的な取り組みを基本とするものの、今後は組織的な取り組みも必要である。また、他大学との連携によるSDにも取り組んでいきたい。

9-2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、株式会社宣伝会議およびグループ企業各社からの寄附によって、2011年に学校法人（設立時は学校法人東教育研究団、2015（平成27）年に学校法人日本教育研究団に改称）が設立され、2012年に本学が開学している。本学では、教育の質を担保するために少人数教育を志向しており、入学定員は30名、収容定員は60名としている（2018年度より、大阪校、福岡校の開校に伴い入学定員を70名に変更）。

開学以来、定員は毎年充足・超過している状態が続いているが、収容定員を少なく抑えているため、修士課程学生からの学生生徒等納付金収入のみでは運営費は充足しない構造となっている。

グループ企業各社からの寄付金は継続的かつ安定的に受けられる状況にあるものの、将来的な大学の継続性担保の観点からは、大学として独立採算化することが重要と考えている。

そのため、完成年度以降の2014（平成26）年度からは、修士課程の授業が開講していない平日の昼間の時間帯の空き教室を活用したプロジェクト研究の実施による研究生の受け入れ、企業研修業務の受託、企業からの経営コンサルティング業務の受託、出版部による「月刊事業構想」等の出版事業に積極的に取り組んでいる。その結果、設立4年目の2015（平成27）年度には、寄附金収入を除いても黒字化を達成している。

なお、2016（平成27）年度からは、プロジェクト研究については、「履修証明プログラム」としての要件を備えたカリキュラムとし、特定のテーマによる公募型の研究プロジェクトに関しては、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」にも認定され、年間100名以上が受講している。

これらの施策の結果、財務状況は、添付資料の通り、寄附金依存度（寄付金比率）は開学年度の2012（平成24）年度は、54.1%であったのが、2017（平成29）年度は17.4%に逡減している。借入金が開学以来行っておらず、今後も予定していない。また、キャッシュフローには十分な余裕があり、財務的には特段問題はない。

中・長期的な財政計画の立案については、社会情報大学院大学の開学にあわせて、法人全体としての財政計画を立案している。

次に外部研究資金の受け入れについてであるが、科学研究費補助金は、これまでに4名の教員の実績がある（研究分担者を含む）。大学としても積極的に応募することを推奨している。受託研究費等の外部資金の受け入れであるが、完成年度後の2014（平成26）年度から積極的に受け入れを始めている。徐々に件数、金額も増加し、財政の安定化に貢献している。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成は、法人本部において原案を作成し、法人部門と教学部門の連絡調整機関である運営委員会においてヒアリングを行っている。そのなかで要望事項や重点項目の予算化について議論も行った上で、3月に開催される評議員会に諮問の上、理事会で決定している。

予算の執行については、「経理規程」(資料9(2)-7)、「経理規程附属経理専権事項に関する規程」(資料9(2)-8)に基づき、決裁金額に応じて、決裁権者が適切に決裁を行っている。教員の研究費等の執行および、事務部門における経費申請は電子決済システムによって電子決裁を行っている。法人本部においては、電子決裁を経ない経費支出は認めない仕組みとなっている。現金での出金は小口支払等やむを得ない場合に限定され、教職員が立て替えた経費についても原則として給与振込口座への振り込みとしている。

また、入金に関しては、学費納入や検定料の納付は、銀行振込またはクレジットカード決済によっている(提携金融機関から教育ローンの振り込みも含む)。他の受託研究収入や収益事業等も原則として、請求書によって銀行振込によって入金が行われている。現金入金に関しては、証明書発行手数料や学生用コピー機の代金など、限定されたものとなっている。

契約書の締結が必要な取引に関しては、「捺印申請書」の添付を義務付けている。理事長印の場合は、部門長、事務局長、学長、担当理事が決裁を行った上で理事長本人が決裁(押印)を行っている。学長印の場合は、事務局長、担当理事、学長が決裁を行っている。

監査については、あずさ監査法人による会計監査を受けている。期中監査と期末監査により予算編成および予算執行は適切に行っているかについてチェックを受けている。

監事は弁護士および企業経営者の2名で、理事会、評議員会への出席および、法人の運営状況や重要な教学事項について、法人本部長から定期的に報告を行っている。また弁護士である押久保監事には、契約書締結や規程類の策定に関し、専門的見地からのアドバイスも受けている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立については、特にプロジェクトベースの受託事業においては、案件ごとに受託前に予算書を提出し承認を得る仕組みとなっており、また、事後には決算結果について報告を行うこととなっており、そのプロセスの中で総括を行っている。出版事業等の収益事業についても、年間の収支計画の立案および四半期ごとの進捗状況の管理を行っている。

なお、2017(平成29)12月に本学では、開学後初めて私学事業団による実地調査を受けた。2016(平成28)年度より私立大学改革総合支援事業に採択されたことなどで、私学助成が増加したことから、直近2年分の帳簿類や申請書類の確認が行われた。その結果、一部、制度の誤認によるケアレスミスがあり、修正申告を行ったものの、概ね適切な管理、申請がなされているとの評価をいただくことができた。

2. 点検・評価

本学では、安定的な財政基盤を確立しており、予算編成および執行は適切に行っている。

(1) 効果が上がっている事項

文科省による完成年度後のアフターフォロー、また新大学院（社会情報大学院大学）設置に伴う諸準備、大学基準協会による専門職大学院の認証評価等を通じて、各種管理体制について整備、拡充が行われてきた。

(2) 改善すべき事項

事務部門における経費申請はシステムが煩雑で膨大な事務作業時間を割かれている状況が続いている。代替システムの再導入が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

新大学院設置に伴い、法人全体として、職員体制も拡充されており、法人全体としてスケールメリットを発揮して、より効率的な運営および管理体制の確立に努めたい。

(2) 改善すべき事項

財務システムは、予算管理、会計システム、支払システムが連動しておらず、今後、事業規模の拡大に伴い、抜本的な効率化が必要である。

第 10 章 「内部質保証」

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では学則で自己点検・評価について次のように規定している。

学則

第 3 条 本大学院はその教育研究水準の向上を図り、大学院及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う

学則に基づいて 2015 年（平成 27 年）に最初の自己点検・評価を実施した。直接のきっかけは、翌年受審する大学基準協会の経営系専門職大学院の認証評価に備えてのものであったが、その後、翌 2016 年（平成 28 年）10 月に理事会が「自己点検・評価委員会規定」を制定し、「自己点検・評価委員会」が設置され、点検・評価を継続的に実施する体制が確立された。

「自己点検・評価委員会」は、総務委員会と教育研究委員会の連携のもと吉國副学長・総務委員長、谷野研究科長・教育研究委員長、野口教授、岸波教授、川山准教授、鈴木准教授、小端教務担当理事、白石事務局長の 8 名から構成され、吉國副学長が委員長を務めている。同委員会で「自己点検・評価委員会規定」に基づいて自己点検を実施し、報告書を作成して学長に提出している。そして学長が理事会に報告した上で、過年度分の報告書や経営系大学院認証評価や機関別認証評価の報告書などと合わせて、本学のホームページで外部に公開している。

本学の情報公開については、各分野について可能な限り広く公開していくことを基本方針としており、以下のような項目について、募集要項や院生便覧、ホームページを通じて公開している他、大学院の事務室にも備え置き希望者の閲覧にも対応している。

1. 建学の精神
2. 教員の紹介
3. アドミッション・ポリシー、収容定員数、在 student 数、修了生の近況
4. シラバス、カリキュラム、学年暦、時間割
5. 修了審査委員会規程
6. 校舎案内、周辺機関一覧表、図書室概要、学内 LAN へのアクセス方法
7. 授業料、入学金
8. 医務室概要
9. 事業報告書、予算報告書、監査報告書

10. 設置計画履行状況報告書

また学校教育法施行規則第 172 条の 2 において掲げられた教育研究活動等の状況についての情報についても概ね公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では開学した 2012 年（平成 24 年）に教授会メンバー 4 名を「自己点検、FD 担当」に選任し、点検・評価活動を始めた。開学当初は取り組む課題も山積していたため、まずは FD 活動に優先して取り組んだ。

具体的には、すべての講義科目（演習科目以外）について授業評価アンケートを実施、その結果は各教員に詳細にフィードバックして教授内容の改善を図るほか、全体を通しての認識を教授会や FD 研修などで共有化し、カリキュラムの改定にも反映させてきた。

またすべての院生に対して就業状況の確認や悩みの把握、大学への要望などの聞き取りのための個別面談を実施した他 FD 研修では、専任教員に加えて兼任教員も含めた全教員を対象とした「FD 研修会」を今年度も計 5 回実施し、教員自身による教育・研究の課題解決、高度化を図ってきた。そして、こうした様々な取り組みを通じて、把握した課題を運営委員会や教授会で検証し、速やかに必要な改善や対応を行うという形で PDCA が有効に機能する運営を心がけている。

2015 年（平成 27 年）から実施されている自己点検・評価は、こうした一年間の活動を集約し評価したもので毎年度末にまとめられる報告書の内容については運営委員会、教授会で加えて外部識者も交えた理事会、評議員会でも共有し、より幅広い見地から改善策をとりまとめることで、内部質保証に関するシステムの強化が図られている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

前述したように、学生や教職員の声を日常的に集約し、教育研究活動の改善に取り組んでいくという PDCA サイクルは有効に機能している 2015 年（平成 27 年）からの自己・点検・評価の実施によって、理事会、評議員会、運営委員会、教授会というそれぞれの段階での評価体制も確立し、各課題に対してより本質的な改善がはかれるようになった。

この間 2016（平成 28）年度に大学基準協会による経営系専門職大学院に対する認証評価を、また 2017（平成 29）年度には機関別評価を受審した。いずれも開学以来初めてとなる認証評価であったが、「適合評価」を受けることができ、内部質保証システムの運営について一定の評価はいただいたものと受け止めている。しかし、実施評価の過程では様々なご意見やアドバイスをいただき、また報告書においても今後取り組まねばならない課題を指摘された。これらについては、既に改善に着手しているが引き続き改善の努力を重ね、教育研究体制の

いっそうの向上に取り組んでいく所存である。

2. 点検・評価

本学では自己点検・評価委員会規定に基づいて、大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を教育情報、財務状況などともにホームページで公表している。報告書の作成にあたっては自己点検・評価委員会の委員を中心に幅広い教職員に参加してもらい、結果を各段階の会議で確認することで共有化し、速やかな改善を図っている。また常勤の教員以外の兼任教員についても、年間5回行っているFD研修への参加を促し教育面の他、コンプライアンスも含めた意識の徹底を図っている

(1) 効果が上がっている事項

毎年の自己点検・評価報告をまとめる過程で、教職員の間で継続的に討議を行って、課題を網羅的に抽出し、次年度の事業計画を策定する際に役立てている。また今年度より修了生へのアンケートを実施し、新たな視点での課題の指摘が得られた。さらに今年度は、カリキュラムの改善について、学生アンケートの結果や数次にわたる教授会やFD研修での討議をもとに専門の小委員会を設けて検討を行い、新たなカリキュラムの成案を得ることができた。

(2) 改善すべき事項

大学基準協会の認証評価で、学内規定の運用・整備に課題があると指摘されている。すでに改定した部分もあるが今後も規定の見直しに取り組んでいく。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

自己点検・評価活動や大学基準協会の認証評価によって浮かび上がった課題のうち、「事業構想」の定義の明確化など長期的な対応となる取り組みについてはPDCAを回しながら継続的に取り組んでいく体制を構築することができた。その一環として、第1号の「研究紀要」を2018年3月に発刊した。

(2) 改善すべき事項

点検評価活動に対する外部識者の意見を反映するための仕組みについては早急に整備したい。

終章

開学後 6 年を経過した 2017(平成 29)年度は、大学基準協会の機関別認証評価への対応を通じて、これまでの本学の成果を根本から振り返る貴重な機会を得るとともに、認証評価で指摘された点も含めて今後のステップアップのための課題を洗い出し、さらなる改革に着手する節目の年となった。

本学で事業構想修士の学位を得た修了生は今年 3 月で 152 名に達した。序章でも述べた通り、その多くが、それぞれの持ち場で既に新事業の実現を果たしつつある。修了生は現在も大学院とつながりを持ち、院生との交流も活発に行われており、いわば表参道のキャンパスが、未来への構想を次々に生み出す集いの場として発展してきている。

こうした中、2017(平成 29)年 10 月に実施された機関別の認証評価では、前年の専門職大学院の認証評価に続いて、「適合評価」をいただき、本学の取組は一定の評価を得ることができた。

しかしながら、建学の理念に盛り込まれた「創造的問題解決能力を有する高度な専門職的職業人の育成」という目的を果たすためには、まったく新しい分野である「事業構想」について、定義の明確化と体系化を進めていく必要があるが、これらは実際の大学院の研究教育活動を積み重ねることを通じてなしえることでありまだ緒についたところである。

こうした観点から、2017(平成 29)年度は大学の理念、目的に立ち返ってカリキュラムを抜本的に見直す作業に着手した。最終的には 2020(平成 32)年度の完成を目途としているが、2018 年度からその一環として新しい講義が導入されることになっている。

さらに、懸案となっていた研究紀要についても 2018(平成 30)年 3 月に第一号が発刊され、学問的な進化、教育内容の向上に向けた取り組みが結実しつつある。

一方、年度内に大阪校と福岡校を 2018(平成 29)年 4 月に開校することが決まり、準備作業が急ピッチで進められた。その結果、本学の 1 学年の入学定員は 30 人から 70 人と一挙に 2 倍以上に拡大することになった。教員についても新たに開講する 2 校で地元を中心に優秀な人材が確保された他、東京校でもスタッフの増強が図られた。

このように 2017(平成 29)年度の取り組みを通じて本学の研究、教育環境は、質量ともに一段の強化が図られた。今後は、3 校体制となった強みを生かして、「時代の停滞を打破し、日本経済を現場から再生させる高度専門職業人の育成」という目的に向かってさらに努力を重ねていきたい。

